

社援地発0327第8号
平成27年3月27日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

矯正施設出所者の生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用等について（通知）

平成27年4月から、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が施行される。

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院等）から釈放された者（以下「矯正施設出所者」という。）については、矯正施設出所後に経済的に困窮する者も多く、それらの者は、更生保護法（平成19年法律第88号）を中心とした支援等が必要な範囲において行われているが、今後は、生活困窮者自立支援法に基づく各事業の対象にもなり得ると考えられる。

もとより、更生保護制度と生活困窮者自立支援制度は、制度の目的が異なり、支援内容にも違いがあるが、地域生活における必要な支援を円滑に行う観点から、矯正施設出所者に対する生活困窮者自立支援法に基づく各事業の利用等については、下記に留意の上、適切な実施に努められますようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

本通知の内容は、法務省保護局とも協議済みであり、また、同局更生保護振興課長及び観察課長から各保護観察所長宛て別紙のとおり通知が発出されているので、本通知と併せて参考とされるようお願い申し上げます。

記

- 1 矯正施設出所者の状態を踏まえた適切な支援の在り方
矯正施設出所者を含む生活困窮者に対しては、地域の関係機関が連携して支援を行う

ことが重要であり、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム（以下「保護観察所等」という。）といった、更生保護法に基づき矯正施設出所者に対して支援等を行う機関等のほか、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施する機関等が適切に連携し、必要な支援を行うものである。

更生保護法に基づく支援等は、保護観察期間中又は矯正施設出所後から原則6か月という一定期間に限定された支援であるため、保護観察所等が行う更生保護法に基づく支援を行ってもなお矯正施設出所者への支援が必要な場合が考えられる。その場合は、矯正施設出所者の自己選択、自己決定を基本に、必要に応じ生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業につなぐこととする。

2 矯正施設出所者が生活困窮者自立支援制度を利用する場合の留意点

保護観察所等において、現に更生保護法に基づく支援等を受けている矯正施設出所者が生活困窮者自立支援制度の利用を希望していることを把握した場合であって、当該制度の利用が適切であると考えられる場合は、当該矯正施設出所者に対し、自立相談支援機関の連絡先を教示するなどとともに、自立相談支援機関に対し、事前に情報提供することなどが考えられる。

また、更生保護法に基づく支援等を引き継ぐかたちで、矯正施設出所者に対して生活困窮者自立支援制度に基づく適切な支援を行うためには、必要に応じて、保護観察所等有する矯正施設出所者に関する情報を自立相談支援機関が共有することが有益である。

ただし、保護観察所等有する情報は、矯正施設出所者の高度のプライバシーに属する情報であるため、あらかじめ本人の同意を得るなどして、その取扱いには慎重を期することが必要である。

3 更生保護制度による支援と生活困窮者自立支援制度に基づく事業の利用について

(1) 更生保護制度を利用している矯正施設出所者、例えば、更生保護施設に入所している矯正施設出所者については、更生保護施設に入所中に一時生活支援事業を利用することはできない。ただし、居住場所の喪失を防ぐ観点から、自立相談支援機関において、更生保護施設退所後の一時生活支援事業の利用に向けた事前相談を更生保護施設入所中から行うことは可能である。

(2) 現在、沼田町就業支援センター（北海道雨竜郡沼田町）及び茨城就業支援センター（茨城県ひたちなか市）の入所者に対して、公費による職業訓練が実施されているところ、当該入所者が、当該職業訓練を受講中に就労準備支援事業及び就労訓練事業を利用することはできない。

4 両制度の相互理解等の必要性

上記のとおり、矯正施設出所者について、更生保護制度と生活困窮者自立支援制度の双方を利用する可能性があることを踏まえると、保護観察所、更生保護施設等及び各生活困窮者自立支援制度主管部局のそれぞれが、双方の制度を十分に理解しておく必要がある。このため、適宜関係者が参集して双方の制度を理解するための研修等を行うほか、定期的に情報共有の機会を設けることが望ましい。

また、迅速かつ円滑な対応ができるよう、必要な連絡調整を行うための窓口を明らかにしておくことが望ましい。

法務省保更第32号
平成27年3月27日

保護観察所長 殿
地方更生保護委員会事務局長 殿（参考）

法務省保護局更生保護振興課長 齋場 昌宏
法務省保護局観察課長 吉田 研一郎
（公 印 省 略）

生活困窮者自立支援法の施行に伴う保護観察所と生活困窮者自立相談支援機関との連携の確保について（通知）

標記について、下記のとおり定め、本年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な運用を期するよう、通知します。

おって、本件については、厚生労働省社会・援護局地域福祉課と協議済みであり、同課から主管部（局）宛て別添のとおり通知が発出されているため、本通知と併せて参考としていただくよう留意願います。

記

1 目的

この通知は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が本年4月1日に施行されることに伴い、更生保護法（平成19年法律第88号）に規定する保護観察又は更生緊急保護の各措置の対象となる者が、生活困窮者自立支援法に基づく各事業の対象にもなり得ることに鑑み、両法に基づく措置又は支援が行われる上で必要な配慮がなされるよう、保護観察所と生活困窮者自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）が、平素から必要な情報交換を行うとともに、相互に連携を図ることを目的とするものである。

2 制度の相互理解等

保護観察又は更生緊急保護の対象となる者の中には、生活困窮者自立支援

法に基づく支援の双方を利用しうる者が存在することを踏まえると、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム並びに生活困窮者自立支援制度主管部局等（以下「関係機関等」という。）において、更生保護制度、生活困窮者自立支援制度の理解を相互に深めるとともに、関係機関等が相互に日常的な連携を確保することが必要であり、そのためには、例えば、保護観察所において、次に掲げる配慮を行うことが考えられる。

- (1) 適宜関係機関等が参集して双方の制度を理解するための研修等を行うほか、定期的に情報共有の機会を設けること。
- (2) 迅速かつ円滑な対応ができるよう、必要な連絡調整を行うための窓口を明らかにしておくこと。

3 現に保護観察又は更生緊急保護を受けている者が生活困窮者自立支援法に基づく支援を利用する場合の留意点

(1) 連携の確保等

保護観察所は、現に保護観察又は更生緊急保護を受けている者が生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用を希望していることを把握したときは、その者を生活困窮者自立支援法に基づく支援に円滑に引き継ぐことが必要となる場合もあることから、例えば、次に掲げる配慮を行うことが考えられる。

- ア 当該対象者に対し、自立相談支援機関の連絡先を教示すること。
- イ 自立相談支援機関に対し、適宜の方法により生活困窮者自立相談支援事業の利用を希望する者が存在する旨を事前に情報提供すること。
- ウ 自立相談支援の利用に先立ち、適宜の方法により当該対象者の同意を得た上で、あらかじめ、自立相談支援機関に対し、必要な範囲内で、その者に関する情報を提供すること。

なお、個人情報を提供することについて同意が得られた場合には、関係記録にその旨を付記するなどして、その記録化に努めること。

- エ 必要に応じ、保護観察官又は更生保護施設職員が当該対象者の自立相談支援機関への訪問に際して、訪問日時の調整その他の便宜を図るなど、必要な協力を行うこと。

(2) その他の留意点

- ア 現に更生保護施設又は自立準備ホーム（以下「更生保護施設等」という。）において保護されている者については宿泊場所の供与や食事の提供

を受けているのであるから、更生保護施設等において保護されている期間中に生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業を利用することはできない。ただし、更生保護施設等における保護が終了した後の住居の喪失を防ぐ観点から、更生保護施設等において保護されている期間中であっても、当該保護が終了した後の一時生活支援事業の利用に向けて、自立相談支援機関に事前相談を行うことは可能である。

イ 沼田町就業支援センター及び茨城就業支援センターの入所者に対しては、公費による職業訓練が実施されているところ、当該入所者が、当該職業訓練を受講中に就労準備支援事業及び就労訓練事業を利用することはできないものであること。

(別紙) 更生保護制度について

○ 保護観察所

保護観察所は法務省の地方機関であり、地方裁判所の管轄区域ごとに全国 50 か所（各都府県に 1 つ及び北海道に 4 つ（札幌、函館、旭川、釧路））に置かれている。

保護観察所には保護観察官が配置されており、保護観察や更生緊急保護等に関する事務を行っている。

○ 更生保護施設

矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、住むべき住居がないなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対し、法務大臣の認可を受けて、一定期間、宿泊場所や食事を提供する事業を営む民間の施設であり、全国に 103 施設ある。

平成 27 年 3 月 1 日現在、全国 103 施設の収容定員は 2,349 人であり、このうち 78 施設が収容定員 20 人以下の施設である。

○ 自立準備ホーム

あらかじめ、保護観察所に登録した民間法人・団体の事業者（NPO 法人、会社法人、宗教法人、社会福祉法人、一般社団（財団）法人等。以下「登録事業者」という。）が管理する宿泊場所をいう。

平成 26 年 3 月 31 日現在、全国の保護観察所に 285 の事業者が登録されており、保護観察所から登録事業者に対し、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託している。

○ 保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督（※1）及び補導援護（※2）を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計 5 種の人がある。

保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20 歳まで又は 2 年間
少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として 20 歳に達するまで
仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間
保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人）	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者（婦人補導院からの仮退院を許された人）	補導処分の残期間

（※1）指導監督（保護観察の権力的・監督的側面）

保護観察対象者が遵守事項（保護観察の期間中、守らなければならない約束事のこと）を守り、健全な生活を送ることができるよう必要な指示などを行う。

（※2）補導援護（保護観察の援助的・福祉的側面）

保護観察対象者が自立した生活を営むことができるよう情報提供などの支援を行う。

○ 更生緊急保護

刑事手続による身柄拘束から釈放された人のうち親族からの援助を受けられない等の事情により保護の申出をした人に対して、原則として釈放から6か月を超えない範囲内で、必要に応じ、保護観察所が、宿泊する居室及び必要な設備の提供、食事の給与などの保護を行う制度。